

# 渡良瀬川流域治水協議会 構成員の追加

## ○協議会

渡良瀬川河川事務所長  
栃木県 県土整備部 参事兼河川課長  
群馬県 県土整備部 河川課長  
**下水環境課長**

足利市長  
栃木市長  
佐野市長  
**日光市長**  
桐生市長  
太田市長  
館林市長  
みどり市長  
板倉町長  
邑楽町長

**水資源機構草木ダム管理所長**  
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林  
整備センター宇都宮水源林整備事務所長

**オブザーバ**  
関東農政局 水利計画官

## ○幹事会

渡良瀬川河川事務所 副所長(河川・砂防)  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
群馬県 県土整備部 河川課次長  
**下水環境課次長**

足利市 道路河川整備課長  
栃木市 道路河川整備課長  
佐野市 道路河川課長  
**日光市 維持管理課長**  
桐生市 土木課長  
太田市 **災害対策**課長  
館林市 道路河川課長  
みどり市 建設課長  
板倉町 総務課長  
邑楽町 安全安心課長

**水資源機構 草木ダム管理所 所長代理**  
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林  
整備センター宇都宮水源林整備事務所森林  
係長

**赤字**: 第1回協議会からの追加箇所

# 渡良瀬川流域治水協議会 規約（変更案）

## （設置）

第1条 「渡良瀬川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

## （目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、渡良瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行う求めることができる。

## （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 渡良瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

## （幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席してその意見を述べ又は説明を行う求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月4日から施行する。

令和3年3月〇日 改定。

別表1

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長  
栃木県 県土整備部 参事兼河川課長  
群馬県 県土整備部 河川課長、**下水環境課長**  
足利市長  
栃木市長  
佐野市長  
**日光市長**  
桐生市長  
太田市長  
館林市長  
みどり市長  
板倉町長  
邑楽町長  
独立行政法人水資源機構草木ダム管理所長  
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター宇都宮水源林整備事務所長

**オブザーバ**  
関東農政局 水利計画官

別表2

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 副所長  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
群馬県 県土整備部 河川課次長 下水環境課次長  
足利市 道路河川整備課長  
栃木市 道路河川整備課長  
佐野市 道路河川課長  
日光市 維持管理課長  
桐生市 土木課長  
太田市 災害対策課長  
館林市 道路河川課長  
みどり市 建設課長  
板倉町 総務課長  
邑楽町 安全安心課長  
独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所 所長代理  
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター宇都宮水源林整備事務所森林係長